



◆20歳を迎える方へ

公的年金制度とは、老後の暮らしをはじめ、不慮の事故や病気により障がいが残ったときなどに、働いている世代みんなで暮らしを支え合うという考えで作られた仕組みです。

国民年金保険料を納め続けることで、老後のための「老齢年金」のほか、障がいが残ったときには「障害年金」を、家族の働き手が亡くなったときには「遺族年金」を受け取ることが出来ます。

原則として、保険料を納めていなければ、これらの年金を受け取ることができませんのでご注意ください。

●国民年金の加入について

日本国内に住むすべての方は、20歳になる誕生日の前日から国民年金の被保険者（加入者）となります。

被用者保険に加入している方や障害・遺族年金を受給している方（し

ていた方）を除き、20歳になってからおおむね2週間以内に、日本年金機構から基礎年金番号通知書や国民年金加入のお知らせ、国民年金保険料納付書、保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書などが送付されます。

基礎年金番号通知書は、加入する年金制度の変更手続や年金の請求手続など、一生をとおして使用しますので、大切に保管してください。

●保険料の納付方法と納付期限

保険料は、納付書を使用して、金融機関やコンビニエンスストアで納めることができるほか、電子納付や口座振替、クレジット納付も可能です。

保険料の納付期限は、納付対象月の翌月末日（月末が土・日や祝日、年末年始の場合については翌月最初の営業日が納付期限）となりますので、納め忘れに注意しましょう。

◆学生には、申請による学生納付特例制度があります

学生納付特例制度とは、学生で本人の所得が一定以下の場合に、申請することで保険料の納付を猶予（先送り）することができる制度です。

※学生の方は、国民年金保険免除・

納付猶予制度は利用できません。

過去、2年1か月分まで遡って申請することが出来ますが、すみやかな手続に心がけましょう。

なお、申請できる期間は、申請書1枚につき最大1年度分となります。一度申請すると、在学期間中は、

毎年4月に更新手続の案内が届きますので、継続して納付の猶予が必要な場合は、都度、申請してください。

●申請方法

申請手続に必要な次の書類を持参のうえ、住民登録をしている市区町村窓口又は最寄りの年金事務所に提出してください。

【手続に必要な書類】

- ①基礎年金番号通知書の写し
- ②在学期間がわかる在学証明書の原本又は学生証（裏面を含む）の写し

●保険料の追納

学生納付特例制度の承認を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金額の計算対象期間には含まれません。

このため、将来満額の老齢基礎年金を受け取るためには、学生納付特例（先送り）の承認を受けた期間の保険料を10年間のうちに納付（追納）する必要があります。

◆不審なメール、電話にご注意ください

現在、日本年金機構を装い、個人情報盗みだそうとする不審なメール（SMSを含む）や現金を搾取する不審な電話・訪問が確認されています。

日本年金機構では、メールで連絡することはありません。また、電話や訪問で預貯金額や口座番号、家族構成などの個人情報を探ることはもちろん、現金振込を案内することはありませんのでご注意ください。

◆年金相談・手続の際は、ぜひご予約を

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
☎0165-26-9026
日本年金機構 旭川年金事務所
☎0166-25-5606

